

水道事業

◎PFOS及びPFOAの水質検査結果

【有機フッ素化合物に関する目標値等】

- ・PFOS及びPFOAについては、令和8年4月より水質基準項目となり給水栓水(蛇口)において、「PFOS、PFOAの合算値で50ng/L以下」の基準値が設定されています。
- ・「＜5」は検査結果が定量下限値である5ng/L未満であり、正確に測定できる最小の濃度よりも低い濃度であることを表します。

浄水検査

単位：ng/L

	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幌別浄水場水系	50ng/L以下	<5	<5	<5	<5	<5	<5
登別温泉浄水場水系		<5	<5	<5	<5	<5	<5
千歳浄水場水系		<5	<5	<5	<5	<5	<5

※毎年8月に実施

原水検査

単位：ng/L

	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幌別浄水場水系	50ng/L以下	－	－	－	<5	<5	<5
登別温泉浄水場水系		－	－	－	<5	<5	<5
幌別浄水場深井戸		－	－	－	<5	<5	<5